

平成29年度 認定こども園1号認定（教育標準時間）利用者負担額

階層区分		米子市における 利用者負担額 (月額)
A	生活保護世帯	0円
B1	市民税非課税及び市民税所得割非課税世帯で 母子世帯等	0円
B2	市民税非課税及び市民税所得割非課税世帯で 上記以外の世帯	3,000円
C1	市民税所得割額が77,100円以下の世帯で 母子世帯等	3,000円
C2	市民税所得割額が77,100円以下の世帯で 上記以外の世帯	14,100円
D1	市民税所得割額が211,200円以下の世帯	19,500円
D2	市民税所得割額が211,201円以上の世帯	24,500円

- 市民税所得割額を計算する場合には、税額控除のうち調整控除は適用されませんが、住宅借入金等特別控除等の控除は適用されません。
- 認定こども園等を利用しているお子さんが同一世帯に2人以上の場合は、小学校3年までの範囲において最年長のお子さんから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。
- B2階層及びC1階層に属する世帯において、同一世帯の第2子のお子さんに係る利用者負担額は無料となります。
- C2階層に属する世帯において、同一世帯の第2子のお子さんに係る利用者負担額は半額となります。また、最年長の第1子のお子さんと同時に在園している場合に限り、第2子のお子さんの利用者負担額が無料となります。
- 同一世帯の第3子以降のお子さんに係る利用者負担額は無料となります。